

給特法第8条に基づく
西目屋村立小学校の
教育職員に関する健康管理実施計画

令和8年4月

西目屋村教育委員会

目 次

1 計画の趣旨及び現状	1
2 目標	2
3 計画の期間	2
4 実施内容	
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	2~4
ア 学校以外が担うべき業務	
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
(2) 学校における措置の推進	4
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み	4
5 関連する取り組み及び今後のフォローアップ	5

1 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、優れた人材を教育職員として確保し、子どもたちへのより良い教育を持続的に展開していくことを目指す学校設置者の使命としても必要なことです。

そのことの実現のために、業務量管理や健康確保に関する対策等についての計画を策定し、「子どもの健康安全と学校教育の充実」を確実に行っていきたいと考えている。

(2) 本村の現状

本村では令和2年8月17日に、西目屋村立学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「西目屋村立小学校の管理運営に関する規則 第19条の3」において、教育職員の在校等時間の上限等を定めたり、令和5年度からタイムカードの導入を本格実施するなどして、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間は、確実に減少してきている。

	時間外在校等時間（月平均）			
	最低	最高	平均	45時間超人数
令和5年度（4月～3月）	3	74	42.9	7
令和6年度（4月～3月）	7.8	49.1	32.9	1
令和7年度（4月～10月）	9.5	41.9	29.3	0

教育職員 13名

令和7年度になってからは、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員がいない状況にある。

そのことは、教育職員の「働き方改革」に対する意識の高まりと、教育課程編成上の時間配分等の工夫に加え、ICT機器導入による校務支援体制の整備等、様々な要因の積み重ねが功を奏しているものと考えている。

2 目 標

◇本計画において達成を目指す目標は、以下のとおり。

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
 - イ 1年間における1か月時間外在校時間の平均時間を30時間程度にする。

- (2) ワーク・ライク・バランスや働きがい等に関する目標
 - ア 年間の年次有給休暇平均取得日数を10日以上にする。
 - イ ストレスチェックにおける高リスト者の割合を0%にする。
 - ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を10以下にする。
 - エ 教育活動において働きがいを実感できている等の肯定的回答者の割合を100%にする。

3 計画の期間

令和8(2026)年4月～令和12(2030)年3月の4年間

※ 国は令和11年度までに、時間削減することを目標にしている。

ただし、年度ごとの反省によって、見直すべき点が明らかになった場合には、年度の取組内容等を整理・更新することとする。

4 実施内容

◇本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - ア 学校以外が担うべき業務
 - ① 登下校時の日常的な見守り活動は、保護者や地域住民による通学路における見守り活動を推進する。
管理職等は、校門や玄関付近において勤務時間内の無理のない範囲において、児童の実態把握を目的に行うこともある。
 - ② 通常時には、放課後から夜間等における見回りは行わない。
児童が補導された時等においては、保護者が第一義的な責任を負うことから、駐在所警察官等の対応に委ねることとする。
その後の指導は、教育職員が生徒指導全体計画に基づき適切に対応する。
 - ③ 給食費については、給食無償化につき既に公会計化されている。
また、その他の学校徴収金についても、口座引き落としにより管理が簡素化されているが、更なる業務の軽減を図る。

- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等の件に関しては、コミュニティスクールが導入されていない現状では、評議員への連絡をこれまでと同様に教頭に依頼する。
- ⑤ 学校では対応が困難な過剰な苦情や不当な要求等の事案への対応については中南教育事務所の助言を得ながらスクールロイヤー等の活用を検討して、弁護士等の専門家に相談できる環境の整備に努める。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
学校への依頼を減らし、デジタル技術の更なる活用を検討する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
効率化や省力化の観点からの見直しを一層推進する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
これまで同様、教育委員会と連携を図りながら、教頭や事務職員等を中心に実施しつつ、可能なものについては外部委託も積極的に検討する。
- ⑨ 体育館等の施設・設備の管理
教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、開放事業利用団体に対して、より一層責任ある態度での利用を促していく。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
輸番等を促進し、状況によっては地域住民等による支援等も考慮する。
- ⑫ 校内清掃
清掃指導は、これまでと同様に様々な観点から行うと共に、範囲や回数等についての現状に適合した合理化案を促進する。
- ⑬ 部活動
これまで同様、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
食に関する指導については、これまで同様、養護教諭を中心に実施する。
- ⑮ 授業準備
デジタル技術の活用を一層促進し、教材の印刷など依頼できる作業内容のものは、スクールサポートスタッフに委ねる。

⑩ 学習評価や成績処理

採点作業等においては、少人数という事で学級担任が行っているが、時と場合によっては、スクールサポートスタッフに委ねることも考慮する。

⑪ 学校行事の準備・運営

関係機関との日程調整や物品の準備等について、教頭や教務主任との協働が中心となるが、必要によっては外部委託等も検討する。

⑫ 進路指導の準備

キャリア教育の考えを中心に、全教育活動を通して実施していく。

⑬ 支援が必要児童生徒・家庭への対応

全教育職員に加えて、専門スタッフとの協議等を促進する。

(2) 学校における措置の推進

◇学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。

特に、標準授業時数を大幅に上回っている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ ねらいや意義の曖昧なものや、形骸化して効果が見込めない活動等を見直し、より効果的な時間の活用につながる日課表の工夫を積極的に行う。

ウ デジタル技術の活用を推進し、幅広い校務の効率化につなげる。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

◇教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1か月時間外在校時間等が極端に増加したり、80時間を超えたりした教育職員には面接を実施し、必要と判断した場合には、医師の診断を受けさせる。

イ ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進する。

ウ 保健師と連絡を取り合い、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

エ 年次有給休暇の計画的取得を推進する。

オ 夏季休業中に「学校休業日」を設定し、10日ほどの連続した休暇が取得しやすい環境とする。

カ 早出遅出勤務制度やテレワーク制度の導入についても、状況を観察しながら考えていきたい。

5 関連する取り組み及び今後のフォローアップ

- 取り組みの確実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる時は、必要に応じて聞き取り・指導等を実施する。
- 学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会をとらえて学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 保護者や地域の理解を促進するため首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、理解・協力を得られるように取り組む。